

第十一條 第一項第四項ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於

テ、同法第四十五條ノ規定ハ米穀統制法及米穀自治
管理法ノ廢止ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ臺灣ニ施
行ス

第二條 食糧管理法施行令第十六條乃至第十八條、第
十九條第一項及第二十四條ノ規定ハ之ヲ臺灣ニ適用
セズ

第三條 第一條第一項ノ規定ニ係ル食糧管理法第十一
條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ臺灣總督之ヲ行フ
前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ
之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 政府ノ命令ニ依リ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルト
キ

二 政府ガ米麥ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ於テ其
ノ委託ヲ受ケ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

三 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携
帶品タル米麥、標本米麥其ノ他ニ準ズベキモノ
ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ臺灣總督ノ指定ス
ルモノノ輸出又ハ輸入ハ臺灣總督ノ指定スル期間其
ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ
命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食糧營團運営大綱の決定

食糧管理法に基く中央並に地方食糧營團設立並にそ
の運営方針に關し農林省は昭和十七年七月十六日全國
地方經濟部長會議に於いて左の如き運営大綱を指示し

た。

食糧營團運営方針大綱

第一、食糧營團の取扱物資

一、米穀(一)米穀は原則として政府より地方食糧營
團に賣却し地方食糧營團において精米としてまた
玄米のまま實需者に配給するものとする(二)外
地米については中央食糧營團において政府の委
託を受け外地より買入れ政府に引渡すものとする
こと

二、麥類(大麥、裸麥、小麥) 麥類は原則として政
府より中央食糧營團に賣却し中央食糧營團はこれ
を加工しまたは原麥のまま地方食糧營團に賣却す
るものとする

三、精麥、小麥粉、乾麵、乾パン 精麥、小麥粉、
乾麵、乾パンの製造加工は中央食糧營團において
それら製造業者に直接または工業組合を通じ委
託または販賣買取等の方法によりこれをなすもの
とし、製品となしたる上地方食糧營團に賣却する
ものとする

四、パン パンは地方食糧營團において委託または
販賣買取等の方法により製造したる上地方の實情
に應じ營團の系統を通じまたは従來の配給の系統
を通じ實需者に配給するものとする

五、甘藷及び馬鈴薯の澱粉及び粉 甘藷及び馬鈴薯
の澱粉及び粉は小麥粉混入用として中央食糧營團
において日本澱粉株式會社より買受け製粉の際製
粉工程において小麥粉に混入するものとする
六、甘藷、馬鈴薯 甘藷及び馬鈴薯は原則として中

央食糧營團においてはこれを取扱はざるものとし
るも米麥と綜合配給をなす必要がある場合は地方食
糧營團においてこれを取扱ふものとする

七、雜穀 雜穀は原則として中央食糧營團において
はこれを取扱はざるものとするも地方の實情によ
りこれを取扱ふことを適當とする地方にありては
地方食糧營團においてこれを取扱ふものとするこ
と

八、貯藏物資 (一)非常用貯藏物資は中央食糧營團
において貯藏するものとする(二)貯藏物資を
更新等のため賣却をなす場合は乾麵及び乾パンは
營團の系統を通じ、その他の物資は當該物資の配
給の系統を通じ賣却するものとする(三)貯
藏物資を非常用として配給する場合は營團の系統
を通じ行ふものとする

九、取扱物資の輸移出 輸移出するものについては
原則として政府より中央食糧營團に賣却し中央食
糧營團において輸移出をなすものとする

第二、製造加工業の取扱

一、製造加工業者は營團設立後といへども原則とし
て獨立の企業者として存置するものとし、營團は
これ等の業者に委託または販賣買取等の方法によ
り製造加工をなさしむるものとする

二、製造加工業に關する道府縣の工業組合はこれを
存置するものとし中央食糧營團(製パンについて
は地方食糧營團)は道府縣の工業組合を通じて委
託または販賣買取等の方法により業者に製造加工
をなさしむるものとする、但し大規模の製造
加工業者にして工業組合を設けざるを適當とする

者に對してはその個々の業者に對し直接委託または販賣買取等の方法により製造加工をなさしむるものとすること

三、製造加工用の原料の配給については原則として中央食糧營團統一的にこれを行ひ製品はすべて一旦中央食糧營團の所有に屬せしむる組織とすること

四、産業組合經營の製造加工業については政府の委託を受け製造加工をなすことを認むること

五、農家の自家用食糧の貨製造または賃加工のみをなす者はこれを一般の製造加工業者と區別し食糧營團と關係なく専ら貨製造または賃加工のみをなさしむるものとすること、この種の業者については適當なる統制をなす要あるを以て別途適宜措置を講ずるものとすること

第三、購買組合、購買會及び包括的に各種物資を取扱ふ商業組合の取扱

一、購買組合(消費組合を含む) 購買會及び包括的に各種物資を取扱ふ商業組合にして一定地域内の消費者のほとんど全部を配給の對象とする如きものについてはその實情を精査の上これを地方食糧營團の一配給擔當機關と關聯して地方食糧營團の取扱物資の代位配給をなさしむることを得るものとすること

二、農山村またはその部落において現在商業組合または商業者と購買組合とが一元的に配給をなすつゝある場合においては配給數量、農村なりや否や、その他諸事情を勘案して同一區域はなるべく配給の一元化を圖る等適切なる調整をなすものと

すること

第四、轉廢業に關する措置

一、各業種別になるべく道府縣單位に計畫を樹立するものとし地方食糧營團は右計畫を精査したる上これを引續きこれが實行をなすものとす

二、整理合同の結果地方食糧營團の従業員とならざる見込の者に對しては左の如く措置するものとすること

(一) 地方食糧營團は共助施設として實績補償をなし得るものとしその額は轉廢業者の生計、地方食糧營團の堅實なる經營、償還能力等を考慮してこれを定むるものとすること、但しこれが額の決定に當りては實績大なるものに薄く少きものに厚くする方針の下に行ふものとすること

(二) 政府は前號の實績補償を受くるもなほ生活困難となる恐れある者に對し一人當三百圓の範圍において中小商工業者轉廢業助成金を交付するものとすること

三、地方食糧營團の従業員となる見込の者に對しても二の(一)に準じ實績補償をなし得るものとすること

四、轉廢業者の設置にして地方食糧營團の經營上必要なるものについては地方食糧營團においてしからざるものについては國民更生金庫において買上ぐるものとすること

五、實績補償の交付方法は左の如くすること

(一) 地方食糧營團の従業員とならざる見込の者に對しては一時金としてこれを交付すること、しかしてこれが資金については必要に應じ國民更生金

庫より融通を受くるものとすること

(二) 地方食糧營團の従業員となる見込の者に對しては十箇年内に漸次遞減の方法により分割交付するものとすること

六、實績補償をなしたるがために要したる借入金は十箇年の範圍内においてこれを償還するものとすること

結核對策連絡協議會會長其他の任命

結核對策連絡協議會の會長、委員及び幹事の任命並に委嘱は昭和十七年六月二十九日左の如く發令された(昭和十七年七月一日付官報參照)。

結核對策連絡協議會會長ヲ命ス

厚生次官 武井 群 嗣

企畫院書記官 右田 鐵 四 郎

内務書記官 岡 本 茂

大藏書記官 河 野 一 之

陸軍軍醫大佐 岡 田 恒 吉

海軍軍醫大佐 小 田 島 祥 吉

文部省體育官 重 田 定 正

逓信書記官 齋 藤 勇 之 助

鐵道書記官 武 部 英 治

拓務書記官 川 本 邦 雄

結核對策連絡協議會委員ヲ委嘱ス(各通)

厚生常務防務局長 勝 俣 繪

厚生書記官 床 次 徳 二

同 吉 富 滋

同 鈴 木 宗 正

同 厚生技師 引 地 亮 太 郎